

筑西市保育士等就労奨励金交付要綱

令和5年3月31日市告示第79号

改正

令和6年3月26日市告示第60号

令和7年3月31日市告示第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士等の人材確保を推進し、保育の充実及び体制の強化を図るため、私立保育所等において新たに勤務を開始した保育士等に対し、市予算の範囲内において筑西市保育士等就労奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けた保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園及び特定地域型保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う施設をいう。）であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めているものをいう。
- (2) 保育士等 児童福祉法第18条の4に規定する保育士、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項に規定する主幹保育教諭及び保育教諭をいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱により奨励金の交付の対象となる者は、本市の区域内（以下「市内」という。）の私立保育所等において、当該奨励金の交付を受けようとする日の属する年度の4月1日以後に新たに勤務を開始した保育士等（私立保育所等を運営する法人が運営する市外の私立保育所等からの異動により当該私立保育所等での勤務を開始した者を除く。）であって、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じて、当該各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就職奨励金 次のいずれにも該当する者

ア 1日当たり6時間以上、かつ、1月当たり20日以上勤務する者であること。

イ 2年以上継続して当該私立保育所等で勤務することが見込まれること。

ウ 私立保育所等を運営する法人の役員又は当該私立保育所等の施設長でないこと。

エ 居住する市区町村において市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税（以下「市税等」という。）の滞納がない世帯に属すること。

オ この要綱による奨励金の交付を受けたことがないこと。

カ 保育士等として勤務の経験がないこと。

(2) 復職奨励金 前号アからオまでのいずれにも該当する者であって、次のいずれにも該当する者

ア 勤務を開始した日（以下「勤務開始日」という。）前に保育士等として1日6時間以上勤務し、かつ、1月当たり20日以上勤務をした期間が通算して3年以上あること。

イ 勤務開始日前の直近で勤務していた私立保育所等を退職した日から1年が経過していること。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる奨励金の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 就職奨励金 20万円

(2) 復職奨励金 10万円

2 前条各号のいずれかに該当する者であって、勤務開始日の属する月の前月から勤務開始日の属する月の翌々月までの間に本市に転入したものについては、前項の奨励金の額に10万円を加算するものとする。ただし、本市から転出した日から1年以内に本市に転入した者を除く。

（交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、筑西市保育士等就労奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、勤務開始日から当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) 保育士等の資格を証する書類の写し

(3) 就労証明書（様式第3号）

(4) 申請者の世帯に属する者が全て記載されている住民票の写し（市外の住民基本台帳に記録されている者に限る。）

(5) 市税等の滞納がない世帯に属することを証する書類（市外の住民基本台帳に記録されている者に限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号の掲げる書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定のうえ、保育士等就労奨励金交付（不交付）決定・確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定により奨励金交付決定・確定通知書の交付（以下「交付決定」という。）を受けた者は、筑西市保育士等就労奨励金交付請求書（様式第5号）により市長に奨励金の交付を請求するものとする。

(事情変更の届出)

第8条 交付決定を受けた者は、勤務開始日から2年以内に申請書の記載事項に変更が生じたときは、筑西市保育士等就労奨励金事情変更届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 勤務開始日から2年以内に当該私立保育所等を運営する法人が運営する市内の私立保育所等において勤務しなくなったとき（当該私立保育所等において勤務しなくなった日から60日以内に当該私立保育所等以外の市内の私立保育所等において勤務を開始した場合を除く）。
- (3) この要項又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が補助金の交付を不相当と認める事実があったとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年3月31日市告示第79号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日市告示第60号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日市告示第 5 3 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。